

法学 セミナー

2000年10月1日発行 毎月1回1日発行 通巻550号 1956年4月12日 第3種郵便物認可 Vol.45.10
日本評論社 ISSN 0439-3295

10
2000



特集

最新版！よくわかる企業倒産入門

倒産を追う！ 熊谷勝行 倒産とはなに？ 斎村泰貴 民事再生法でどう変わる 中島弘雅

最近の大型倒産を見る 中村芳彦・丸山高行・松下淳一・北澤千秋

倒産から何を学ぶか 大杉謙一・菊田良治

〔特別企画〕検証・「民事不介入の揺らぎ」
民事不介入の揺らぎを考える・戒能民江
児童虐待防止法・吉田恒雄
ストーカー防止法・岡田久美子
ドメスティック・バイオレンス・秀嶋ゆかり
対談・国家はどこまで介入できるか・前野育三・長谷川京子

司法改革を追う

【第9回】

陪審裁判を考える（下）

報道と陪審（下）

カリッソン（大学サンタクルーズ校社会学准教授Associate Professor of Sociology） 福来 寛

（目次）

- （A）報道の直接規制
 - （B）報道の間接規制
 - （C）審理中に報道影響を最小限に喰い止める措置
- （以上前号）

アメリカの実際の陪審裁判と報道規制

アメリカで過剰に事件報道された実際の陪審裁判とその陪審評決について考えてみたい。これらの陪審裁判での共通点は必ずしも陪審員は報道に左右されないということである。過剰に報道された事件での陪審裁判では、有罪を唱える世論とは逆に無罪評決を出した陪審がアメリカでは少なくない。マックマーチン（一九九〇年）やベアー（熊）リンクカーン（一九九七年）陪審裁判もそうである。マツ

クマーチン裁判はロスのマンハッタンビーチにある保育園の先生が数年にわたり多くの児童を性的虐待したとして裁判にかけられた事件である。事件の勃発から陪審評決まで約十年、陪審裁判そのものも二年半、そして裁判費用は一五〇〇万ドル（一七億円）と今なお世界一コストがかかった刑事裁判として有名である。

公判一年前に行われたアンケート調査ではロス陪審員候補者名簿から無作為抽出された五〇〇人の約九〇パーセントが被告人の有罪を確信していたが、隔離された個人的ヴァア・ディールで選ばれた陪審員は二年半にわたる裁判の結果、無罪を決定している。この事件は長年にわたってアメリカ全土で大々的に報道されたが、陪審員隔離（jury sequestration）の措置はとられなかつた。

北カリフォルニアのメンデシノ郡で起きた白人警官殺人事件では、公判一年前

のアンケート調査で無作為抽出された白人の八〇パーセントがアメリカ先住民の

被告人・ベアー（熊）リンクカーンの有罪

して裁判はインターネットを通じて全世界

を確信していたが、二人の白人からなる陪審は無罪の評決を出している。この事件はアメリカで最もポピュラーな番組の一つであるモウスト・ウォンティッド（Most Wanted）が取り上げ、前カリフォルニア州知事ピート・ウィルソンがリンクカーン逮捕に十万美元の賞金を出した事件としても有名である。そのほかの裁判でも世論と異なった評決を出した陪審にシンプソンやキング暴行事件、ディアロ殺人事件がある。これらのように大々的に報道された事件での共通点は、陪審は有罪を唱える一般世論と異なり全て無罪評決を出していることである。

そしてもう一つの特徴は、報道に関する規制も最小限なものにとどまっていることであろう。マックマーティン事件では園児の氏名・写真の報道は禁止され、またベアー・リンクカーン裁判では公判開始直前に関係者に対し口止め命令が出された。しかし他の厳しい報道規制措置はとられなかつた。これらの事件では大きな新聞社は検察寄りの報道が多かつたが、小さな報道機関では中立な立場を取つたものも少くない。たとえばマックマーチン裁判ではパサデナのローカル紙やテレビ局、またベアー・リンクカーン裁判ではインターネット局のアルバニオ・モニターが隨時被告側からの情報を発進していた。シンプソン裁判においては公判のテレビ放映が許されていた。そ

界の人達に同時に発進されていた。これらの陪審裁判において、もし厳しい報道規制がとられていたなら、裁判を行う環境は全く異質のものになつていたかもしれない。

マスメディア界全体に関する報道規制とその有効性

陪審裁判に関する報道規制に対し、近年新たな問題も生まれてきている。それはマスメディア界全体への効果的な報道規制は実際に可能なかという疑問である。現在、マスメディアの発展とその媒体の多種多様化には目を見張るものがある。従来のマスメディア界は主に新聞・雑誌を含めた出版メディアとテレビ・ラジオからなる電子メディアに別けられる。たが、近年のインターネット発展・普及でケーブル・サテライトを含めた従来の制度よりもっと複雑なマルチメディアのデリバリーシステムが完成されつつある。アメリカのコート・テレビ社は大きな裁判を毎日テレビ放映し、インターネットでも二十四時間全世界に向けて発進しているのである。このように絶えず変動しているマルチメディアに対し厳格かつ効果的な報道規制はます不可能ではないだろうか。メディア媒体の拡大・増加はそれを埋めるニュースのニーズも今までよりもさらに増大するからである。厳しい報道規制が敷かれ、情報源と情報内容が極めて限られている事件では報道

内容や取材方法などに關しては報道関係当事者の倫理感に頼るもの一つの方法だが、むしろ報道の規制よりも報道の自由という環境のなかで陪審裁判が運営されるのがもつとも好ましいと思われる。

報道と誤判研究

最後にアメリカで実際に行われた裁判の誤判研究について述べてみたい。主だったものは、ベドウとラデレットによる死刑相当の裁判について調べた研究がある。この報告書では一九〇〇年から一九八五年までに三五〇件の誤判があり、三人が処刑されたとしている。しかし、その誤判の中でマスコミ報道による影響で陪審が有罪の評決を出した裁判は一つも報告されていない。住民の怒り(community outrage)で有罪要求がなされたケースはあるが、それら全てが深南部での黒人被告人に対する白人だけで構成された陪審をあげているにすぎない。誤判の殆どが警察と検事による自白の強要・無罪証拠の隠蔽や証人の過ち・虚偽の証言が原因になっている。いずれにしても、マスコミ報道や陪審の能力が誤判の原因になった記述はなく、人種差別による検事・警察を含めたシステムそのものに問題があつたとしている。

以上のようにアメリカではマスコミ報道が実際の陪審の判断を決定するといふ可能性は極めて少ないと言える。そして

日本における報道と陪審との関係

アメリカでの報道規制に関する措置は大きく次の三つに分けることができる。
直接的報道規制、間接的報道規制、そして審理中に報道影響を最小限に喰い止め
る措置である。報道機関を直接規制する
措置は必然的にメディア界の大きな抵抗
を受ける傾向がある。また事件報道を直
接的に制限・禁止することはかえって一
般市民に正しい情報が伝わらない可能性
をうみ、間違った憶測や偏った情報で世
論が形成される危険性も持つ。陪審の報
道に関しては日本でも同様に直接的報道
規制の実質的効果はないようと思われる。
間接的規制についても裁判延期、裁判
地変更、陪審員隔離は逆に公正・公平な
裁判を受ける被告人の権利を損なう危険
性がある。特に裁判地変更是アメリカよ
り国土も狭く情報密度も地域格差が少な
い日本では有効的措置とは思われない。
隔離された個人的ヴォア・ディールは陪
審員の氏名・写真その他プライバシーに
関する報道は規制される。しかし、質問
が個別に行われることで、先入観を持つ
た陪審員候補者を見分けることができ、

件報道される陪審裁判でもこのヴォ

また忌避権を使って排除することも可能となる。アメリカではシンプソン裁判、キング暴行裁判、マックマーチン裁判など報道が激しかった事件の陪審裁判で多く使われてきた。⁽²⁾また第一級殺人事件でも使われることもある。日本で過剰に事件報道される陪審裁判でもこのヴァア・

て、さらに透明感のある、よりバランスのとれた報道がなされる可能性を持つ。つまり公正で公平な事件報道を確立するためには逆に陪審制度の導入が不可欠となる。そして陪審制度の確立は報道機関を好ましい方向へと適正化させる可能性も持つのである。

現在のアメリカでは審理中に報道影響を最小限に食い止める措置が多くつかわれている。報道団体との摩擦が少ないこともその理由にあげられるだろう。これらの措置のなかで、日本で最も効力のあると思われるものに裁判官の陪審員への説示がある。裁判官が日本人の陪審員にあたえる最初の説示そして陪審任務についての注意、評議前の最後の説示は重要な意味をもつからである。関西学院大学・ミシガン大学ロースクールの丸田隆教授が言われるよう、「日本人」は通常「お上」に弱く、裁判所の指示どおり機能する傾向があり、よって裁判官の注意・説示はアメリカよりも効果があると言える。◎専門家の証言についても裁判官の判断で報道の影響について陪審員に説明する機会を与えるとともに裁判官の説示と同様に効果的であろう。

以上の議論からも解るように報道によつて陪審員が評決するという可能性は極めて少ないと見える。また陪審制の導入は、従来の検察寄りの報道よりも、法廷で提示される被告側の証拠・証言によつ

(20) マーカー・マーティン裁判では裁判官が長期化したため、あらかじめ選択された一一人の陪審員と大人の陪審補欠員は二年半後の一九九〇年には、最低必要人数の一一人だけとなりてしまつた。つまり合計六人が健康や仕事その他の理由でノロットナウェーしたためである。まへん人でも陪審員が欠ければ審理無効(mistrial)の危機に陥つていた。前掲注(22)、ヘクライ・ペニー・クルース(p.p.208-210)を参照。

(21) ハクライ・イン・クルースの第五章を参照。

Fukurai Hiroshi and Richard Krooth. 2000. The Racialized Jury Box:Affirmative Action in Jury Selection and Racially Mixed Juries. Albany,NY:SUNY Press).

(22) (Surette,Ray,1997. Media,Crime, and Criminal Justice:Images and Realities. Belmont,CA:West/Wadsworth. p.16) を参照。

(23) (Bedau,Hugo and Michael Radelet. 1988. "Miscarriages of justice in potentially capital cases,"Stanford Law Review 40 : 21-173) を参照。

(24) ベムハーナー・カヘルは讃美た次の言葉を述べる。(Sometimes community outrage over a crime turns the criminal pro-

て、さらに透明感のある、よりバランスのとれた報道がなされる可能性を持つ。つまり公正で公平な事件報道を確立するためには逆に陪審制度の導入が不可欠となる。そして陪審制度の確立は報道機関を好ましい方向へと適正化させる可能性も持つのである。⁽²⁵⁾

(20) メーカーマーティン裁判では裁判が長期化したため、あらかじめ選択された一一人の陪審員と大人の陪審補欠員は一年半後の一九九〇年には、最低必要人数の二二人だけとなってしまった。つまり合計六人が健康や仕事その他の理由でクロップアウトしたためである。やがて一人でも陪審員が欠ければ審理無効(mistrial)の危機を迎えていた。前報注(12)、ハクハイ・ペトナー・クルース(pp.208-210)を参照。

(21) ハクハイ・クルースの第5章を参照。

Fukurai Hiroshi and Richard Krooth. 2000. The Racialized Jury Box:Affirmative Action in Jury Selection and Racially Mixed Juries. Albany,NY:SUNY Press.

(22) Surette,Ray.1997. Media,Crime, and Criminal Justice:Images and Realities. Belmont,CA:West/Wadsworth. p.16). 参照。

(23) Bedau,Hugo and Michael Radelet. 1988. "Miscarriages of justice in potentially capital cases,"Stanford Law Review 40 :21-173) 参照。

(24) 「ソムタム」は、ハーレーが語り次のみならず、時々「ソムタム」("Sometimes community out-
rage over a crime turns the criminal pro-

ceeding against the defendant in a capital case into a near-lynching, as the trial degenerates into a kangaroo court. ... In every instance, white victims and white racism, in conjunction with white control of the criminal justice system, produced the convictions and death sentences of black defendants who were innocent," pp.63-65)° (人種差別によって黒人をリナウド殺害するのと同様に、白人陪審員は裁判を使って無実の黒人被告人に死刑を宣告しておるのである)。

(5) 前掲注(23)五七頁を参照。また丸田氏のベニウムテシティの誤判例に関する論文(日本に陪審制度は導入できるのか?その可能性と問題点) pp.139-141)も参照。逆に陪審が人種差別で黒人を殺害した白人の被告人に対して有罪ではなく無罪の判决を下した例もある。この人種差別の無罪放免 (racial acquittal)については、フクライ (Fukurai, Hiroshi. 1997. "Is O.J.Simpson verdict an example of jury nullification? Jury verdicts, legal concepts, and jury performance in a racially sensitive criminal case," International Journal of Applied and Comparative Criminal Justice, 1998, 22 : 185-210) を参照。何れにしてもアベココ、陪審が陪審の判断を決定する原因となっていた。

(26) アメリカの殆どいかなる小さな町でも必ずといっていいほどローカル紙があり、場所によつてはローカルのラジオ・テレビ局が存在する。それらの小規模な報道機関は独特なローカル色を持つて地元の人達に情報を提供していく

る。全國紙が誰でも何處でも手にはいる日本とはかなり異なっている。日本の等質的な報道とは連つてアメリカはかなり地元色が強い報道が目立つ。地域によっては独特的な文化や歴史的情景が陪審の評議に影響を与える可能性も出て来る。

(27)殺人事件は他の事件と比べ大きく報道されやすく情報量も多い。そして一般市民である陪審員候補者に影響があるとみなされるケースが少なくなっているからである。特別なヴァオ・ティールは民事陪審員の選択にも使われる場合があるがその是非についてはほかの機会で述べてみたい。

(28)丸田隆「陪審は日本に向かないか?」(自由と正義社: 1991年、1100円)。

(2) ハリスポートでは裁判官と報道について言及していない。ハリスの関係については他の機会に改めて書いてみたい。だが、裁判官は報道や世論の影響に全く無関係でないということが今は最後に明記しておきたい。特に死刑問題について裁判官は報道や世論の影響を受けているところがハリスがアメリカに由来している。たしかに、アメリカ市民の圧倒的支持を取って死刑賛成について考えてみた。一九九八年のアメリカ全国調査では有権者の約八七・八%が死刑賛成派であるという結果が出た。Gross, Samuel R.1988. "Update:American public opinion on the death penalty—It's getting personal,"Cornell Law Review 83:1448-

死刑を科しつる陪審裁判では裁判官は陪審評決を覆す権限を有している。よって裁判官

が一権市民による選挙選舉 (partisan election) で再選される所では、陪審が決定した終身刑を裁判官はもって死刑に覆おそれるケースが圧倒的なるから、裁判官は羽をねてこよへ。ライト＝キーナン (Bright & Keenan) セントラベア、フロリダ「イナカトア」セントラウエイドアを含む4州の裁判官が陪審院を覆おしたケースを語りてこよ。彼らはそのコヨームのなかで、「大半毎に再選舉のあるアラバマ」「ロリダ、インティアナの三州の裁判官が覆してた量刑は圧倒的に終身刑から死刑であつたと記している。その邊は一権市民による選挙選舉が行われないテラウエア所では裁判官が覆おした量刑が全で死刑から終身刑であつた。詳しく述べ (Bright,Stephen B. and Patrick J.Keenan 1995. "Judges and the politics of death : Deciding between the bill of rights and the next election in capital cases,"Boston University Law Review 75 : 759-835) や參照。

つまり、世論に反映されて裁判を決定する傾向は一般市民によって再選される地域の裁判官に顕著にみられる現象である。裁判官の判断が世論の影響を意識的ではなく無意識的に受け取るのはやむを得ない事業でもあります。これは連邦最高裁判事ウイリアム・ソイブルエーストの説でして、彼のやうな言ふところ ("Somewhere out there"--beyond the walls of the courthouse--run currents and tides of public opinion which lap at the courthouse door... [I] if these tides of public opinion are sufficiently great and sufficiently sustained, they will very likely have an effect upon the decision")

of some of the cases decided within the courthouse. This is not a case of judges' knuckling under to public opinion and cravenly abandoning their oaths of office. Judges, as long as they are relatively normal human beings, can no more escape being influenced by public opinion in the long run than can people working at other jobs." (Rehnquist, William H. 1986. "Constitutional Law and Public opinion," Suffolk University Law Review, 20 : 715-769, p.768). (無事庭の文化は常に裁判所の入口で抗ひ抗ひの封緘から大抵が施される。これがや裁判官も人民も封緘における封緘の意味の人権の匡へつゝ規のものが豈一始から封緘が影響するか想おほれんかそれが今日も現れる)。

検事にも同様なことがいえるだろう。シンシア
ソン事件でロス検察長ギル・カセティが二人
の殺害犠牲者がいたもかわらず、ロスの黒人
教会団体の説得でロス暴動の可能性を考慮し、
第一級殺人罪ではなく第二級殺人罪でシンシア
ンを起訴したのは記憶に新しい。檢事による起
訴の決断も政治的な要因に影響を受けているの
である。裁判官や検事は政治的に任命され一般
市民によって再選されるのである。こういった
例からも解るように、裁判官も検事も世論の影
響に無関係ではなく、まだ世論に対し無関心で
はいられないのである。このような環境のなか
で、いかに陪審制度が政治的・経済的に利害關
係のない公正で公平な法的決定手段とみなさ
れているか理解できるであろう。